

- 1 業務名：令和6年度「(仮称)静岡県子ども計画」策定に係るアンケート調査業務委託
- 2 業務内容：別添入札説明書のとおり
- 3 入札日：令和6年6月12日(水)午前10時  
入札場所：静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県庁別館8階第二会議室
- 4 特記事項：入札参加を希望する者は、令和6年6月5日(月)正午までに以下の書類を提出してください。
  - (1) 一般競争入札に係る提出資料一覧
  - (2) 入札参加予定申請書(別紙様式1)
  - (3) 競争入札参加資格審査結果通知書(写)

提出先 静岡県健康福祉部子ども未来局子ども未来課少子化対策班  
(静岡県庁西館3階)

電話番号：054-221-2608

F A X：054-221-3521

## 令和6年度「(仮称)静岡県子ども計画」策定に係るアンケート調査業務委託入札説明書

静岡県が発注する令和6年度「(仮称)静岡県子ども計画」策定に係るアンケート調査業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

### 2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「調査」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを証するため、別紙様式1の「入札参加予定申請書」を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、申請書の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとする。

- (1) 申請書類は別紙様式 1 にて提出すること。
- (2) 申請書の提出期限及び提出場所は別記 2 のとおり。
- (3) 申請書の提出は、持参によるものとする。
- (4) 申請書には、下記「4 競争入札参加者に求められる義務」に掲げる証明書類を添付すること。

#### 4 競争入札参加者に求められる義務

次の書類を提出すること。

提出された書類をもとに審査を実施し、審査の結果、当該委託業務を実施することができる  
と認められた者に限り、入札の参加対象者とする。

- (1) 競争入札参加資格審査結果通知書（写し）
- (2) 入札に参加する本社、支店又は営業所の所在地が静岡県内であること。
- (3) 令和元年 4 月以降に、国又は地方公共団体が発注した意識調査で、郵送配布・郵送回収、  
Web 回収併用によるアンケート調査業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

#### 5 入札及び開札

- (1) 入札の日時、場所

別記 3 のとおり

- (2) 入札参加者又はその代理人（以下『入札者』という。）は、別添契約書案等を熟知の上入  
札しなければならない。この場合において、当該契約書案等について疑義がある場合は説明  
を求めることができる。ただし、入札後契約書案等について不知又は不明を理由として異議  
を申し立てることはできない。
- (3) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 入札者又はその代理人は、別紙様式 2 による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、別  
記 3 に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、郵送による入札は認め  
ない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押  
印

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号  
及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）。

- (5) 入札は、入札参加者又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場  
合には、次のとおり取り扱うものとする。

ア 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に別紙様式 3 による委任状を提  
出すること。なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所、氏名欄に入札参加者本人  
の住所、氏名等を記載するとともに、上記代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印  
すること。

- イ 代理人が、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出は必要としない。
- (6) 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、金額部分についての訂正は認めない。
  - (7) 入札書は、封筒に入れて封緘し、表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、入札番号及び「令和6年度「(仮称)静岡県こども計画」策定に係るアンケート調査業務委託の入札書在中」と記載しなければならない。
  - (8) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
  - (9) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
  - (10) 入札金額は、令和6年度「(仮称)静岡県こども計画」策定に係るアンケート調査業務委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (11) 入札参加予定申請書を提出したものが、開札時に競争に参加するものに必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
  - (12) 開札は、入札者が出席して行うものとする。この場合において入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う。
  - (13) 入札者は、開札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。
  - (14) 入札者は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
  - (15) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
  - (16) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
    - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
    - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
  - (17) 入札者は、本件調達にかかる入札について、他の入札参加者の代理人となることができない。
  - (18) 入札者は、入札を辞退するときは別紙様式4の「入札辞退届」を提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金  
免除する。

7 入札の無効  
次の項目の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (9) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (10) その他あらかじめ指示した条件に違反して入札した者の入札

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (3) 開札をした場合において、落札対象となる入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては、別に定める日時において入札する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 9 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 11 その他

- (1) 仕様及び入札に関する質疑、確認等は、別紙様式5「質問票」により令和6年6月4日正午までにファックス又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。

- (2) 照会先  
別記4のとおり
- (3) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 本入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 令和6年度「(仮称)静岡県こども計画」策定に係るアンケート調査業務
- (2) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約の日から令和6年9月30日(月)まで

### 2 申請書類の提出期限及び提出場所

- ア 提出期限 令和6年6月5日(水)正午まで
- イ 提出場所 〒420-8601  
所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
機関名 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課少子化対策班  
電話番号 054-221-2608

### 3 入札の日時

- 入札日時 令和6年6月12日(水)午前10時
- 入札場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第二会議室

### 4 本件に関する照会先

- 郵便番号 〒420-8601
- 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- 機関名 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課少子化対策班
- F A X 054-221-3521
- メールアドレス kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp